

【公報種別】特許法第17条の2の規定による補正の掲載

【部門区分】第2部門第7区分

【発行日】平成22年9月16日(2010.9.16)

【公開番号】特開2009-51663(P2009-51663A)

【公開日】平成21年3月12日(2009.3.12)

【年通号数】公開・登録公報2009-010

【出願番号】特願2007-252583(P2007-252583)

【国際特許分類】

B 6 5 G 33/32 (2006.01)

B 6 5 G 65/46 (2006.01)

【F I】

B 6 5 G 33/32

B 6 5 G 65/46 Z

【手続補正書】

【提出日】平成22年7月9日(2010.7.9)

【手続補正1】

【補正対象書類名】特許請求の範囲

【補正対象項目名】全文

【補正方法】変更

【補正の内容】

【特許請求の範囲】

【請求項1】

上部にホッパーが設けられた水平スクリューコンベヤの出口部に垂直スクリューコンベヤを両コンベヤの軸心線を交差させて突き合わされた状態で直交させて連結しており、該垂直スクリューコンベヤのシリンダーは、軸線方向に分割された一対の部材により構成され、該部材の一方を水平スクリューコンベヤ側に固着し、他方を一方の部材に対して回動可能に支承する構成とされた食肉移送用スクリューコンベヤであって、前記垂直スクリューコンベヤのシリンダーの分割面が水平スクリューコンベヤの送り方向に対して直交するように配置されており、前記水平スクリューコンベヤのシリンダー出口部と垂直スクリューコンベヤのシリンダーとの突き合せ部付近における垂直スクリューコンベヤのスクリューの外周に近接した位置に、水平スクリューコンベヤのスクリューの先端部を支承する軸受具が設けられ、該軸受具に対し前記水平スクリューコンベヤのスクリューの先端部が挿脱可能とされたことを特徴とする食肉移送用スクリューコンベヤ。

【請求項2】

前記垂直スクリューコンベヤのシリンダーの一方が回動された状態で前記軸受具と水平スクリューコンベヤのスクリューとを、若しくは軸受具のみを前記回動されたシリンダー側から抜き取ることが可能に構成されたことを特徴とする請求項1に記載の食肉移送用スクリューコンベヤ。

【請求項3】

前記軸受具は、水平スクリューコンベヤのシリンダー先端部の内壁に嵌脱自在に嵌め込まれる外環と水平スクリューコンベヤのスクリュー先端部を支持する中心部に設けられたボス部とで構成され、前記外環とボス部とはアームによって連結されていてアームを除いた空間部は食肉の通過口として開口されていることを特徴とする請求項1または2に記載の食肉移送用スクリューコンベヤ。

【手続補正2】

【補正対象書類名】明細書

【補正対象項目名】0005

【補正方法】変更

**【補正の内容】****【0005】**

上部にホッパーが設けられた水平スクリューコンベヤの出口部に垂直スクリューコンベヤを両コンベヤの軸心線を交差させて突き合わされた状態で直交させて連結しており、該垂直スクリューコンベヤのシリンダーは、軸線方向に分割された一対の部材により構成され、該部材の一方を水平スクリューコンベヤ側に固着し、他方を一方の部材に対して回動可能に支承する構成とされた食肉移送用スクリューコンベヤであって、前記垂直スクリューコンベヤのシリンダーの分割面が水平スクリューコンベヤの送り方向に対して直交するように配置されており、前記水平スクリューコンベヤのシリンダー出口部と垂直スクリューコンベヤのシリンダーとの突き合せ部付近における垂直スクリューコンベヤのスクリューの外周に近接した位置に、水平スクリューコンベヤのスクリューの先端部を支承する軸受具が設けられ、該軸受具に対し前記水平スクリューコンベヤのスクリューの先端部が挿脱可能とされたことを特徴とする食肉移送用スクリューコンベヤとする。

**【手続補正3】****【補正対象書類名】明細書****【補正対象項目名】0006****【補正方法】変更****【補正の内容】****【0006】**

前記垂直スクリューコンベヤのシリンダーの一方が回動された状態で前記軸受具と水平スクリューコンベヤのスクリューとを、若しくは軸受具のみを前記回動されたシリンダー側から抜き取ることが可能に構成された食肉移送用スクリューコンベヤとする。